

候以上

年月日略○中

一元祿九年十月三日、芝山一郎左衛門鳥見役より御犬預被仰付同年十二月十二日御役料五十俵  
被下右之通家督之節、中野上役有之候得共此頃御犬預を上役とも唱候と相見候事と以  
上以下之差別未詳、

〔一話一言二十六〕元祿年中犬の御觸

元祿十五午年

覺

町方致養育置候犬前々書出候外飼犬無之候哉若書出候外有之當六月頃より紛失いたし候  
儀は無之候哉町々名主共遂吟味町年寄方へ書付差出可申候以上

午八月廿一日

右御觸之趣慥に承届申候に付町中家持は不及申借屋店がり等迄爲申聞吟味仕候處前方書上  
申候外に私共町方に養育仕置候犬壹疋も無御座候若隱置脇より相知申候はゞ何様之曲事に  
も可被仰付候爲後日連判手形差上申候仍如件

元祿十五午年八月廿一日

御奉行所

〔窓の須佐美三〕元祿年中殺生の禁甚しかりける時芝邊にて犬を切しものぞれざりしかば疑し  
きものは先執へて推問ありしかどその證いまだ明らかならざる時に薩摩の邸外に手紙に血  
附たるありとて差出すその名薩摩の臣なりしかば町奉行に差出して問れしにその士の云窓  
の中にて髭を剃候とて面を餘ほど切て候手元に紙なくして折から有合候ゆへ反古にて血を